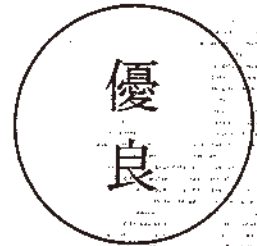


川崎市指令環廃 第196号

許可番号 第05720000920号

### 産業廃棄物処分業許可証

住所 川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号  
 氏名 日本ダスト 株式会社  
 代表取締役 吉野 建介 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成30年11月30日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日 平成30年12月1日

許可の有効期限 平成37年11月30日

#### 1 事業の範囲

##### (1) 事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮・梱包、破碎・分離)

##### (2) 産業廃棄物の種類

###### ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、  
 (オ) ゴムくず、(カ) 金属くず、(キ) ガラスくず、(ク) がれき類  
 以上8種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

###### イ 圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず  
 以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

###### ウ 破碎・分離に係るもの

(ア) ガラスくず 以上1種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

##### (3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物のうち、破碎機No.1に係るものは硬質系の廃プラスチック類、  
 破碎機No.2に係るものは紙くず、木くず及び繊維くず、破碎機No.3に係るものは金属くず、  
 ガラスくず及びがれき類、破碎機No.4に係るものはゴムくずに限る。

イ 圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

ウ 破碎・分離に係る産業廃棄物は、廃石膏ボードに限る。

2 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記入すること。) 別記1のとおり

#### 3 許可の条件

#### 4 許可の更新又は変更の状況

平成30年12月1日 更新許可  
 平成30年12月1日 優良認定  
 平成30年12月1日 変更許可 (破碎に係るものにゴムくずを追加)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎機 No. 1) (設置年月日 平成20年12月26日) (許可年月日 平成20年9月24日) (許可番号 第1185号)	30.2t/日 (廃プラスチック類)	川崎市川崎区白石町 3番44ほか (5067m)
イ 破碎施設 (破碎機 No. 2) (設置年月日 平成20年12月26日) (許可年月日 平成20年9月24日) (許可番号 第1186号)	29.3t/日 (紙くず、木くず、繊維くず) 27.2t/日 (紙くず) 30.1t/日 (木くず) 27.0t/日 (繊維くず)	
ウ 破碎施設 (破碎機 No. 3) (設置年月日 平成20年12月26日) (許可年月日 平成20年9月24日) (許可番号 第1187号)	68.2t/日 (金属くず、ガラスくず、がれき類) 71.9t/日 (金属くず) 62.7t/日 (ガラスくず) 64.9t/日 (がれき類)	
エ 破碎施設 (破碎機 No. 4) (設置年月日 平成30年10月29日)	0.27t/日 (ゴムくず)	
オ 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包施設) (設置年月日 平成17年2月3日)	4.8t/日 (廃プラスチック類、紙くず)	
カ 破碎・分離施設 (破碎・分離施設) (設置年月日 平成23年6月1日)	5.4t/日 (ガラスくず)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破碎施設一式	30.2t/日	破碎機 No. 1
破碎施設一式	30.1t/日	破碎機 No. 2
破碎施設一式	71.9t/日	破碎機 No. 3
破碎施設一式	0.27t/日	破碎機 No. 4
圧縮・梱包施設一式	4.8t/日	圧縮・梱包施設
破碎・分離施設一式	5.4t/日	破碎・分離施設

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。